平成２１年（フ）第７号
宮城県栗原市金成小迫荒崎11番地１
破産者　本城　義典
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第８号
宮城県栗原市金成小迫荒崎11番地１
破産者　ブティックモトキこと　本城　玲子
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
福島県郡山市大槻町字北ノ林21番地の１山文ハイツ406号、申立時の住所福島県郡山市池ノ台16番５号クライネシュロス203号
破産者　橋本　剛明
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２０年（フ）第９４７１号
大阪府枚方市樋之上町９番１―403号
破産者　飯島八重子
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２４号
埼玉県越谷市南越谷１丁目６番62号コーポ南越谷Ａ―407、開始決定時の住所大阪府三島郡島本町青葉２丁目17番12号
破産者　安原須美恵
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４２号
大阪市平野区加美北５丁目５番41号株式会社カネシロ２階
破産者　井野　泰成
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８０号
大阪市東成区中本３―17―10―510、住民票上の住所大阪市城東区中浜２丁目11番29号高見ビル302号室
破産者　飯島　知則
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２４０号
大阪府枚方市養父丘１丁目10番８号
破産者　橋本　征夫
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７０２号
大阪府東大阪市御厨栄町３丁目４番18号メゾンドール水野410号
破産者　橋本　静子
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８０６号
大阪府池田市鉢塚３丁目14番20号松栄石橋ハイツＢ―28号
破産者　中村　信義
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８７７号
大阪府高槻市津之江町１丁目71番９号
破産者　吉田　謙一
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９２０号
大阪府東大阪市末広町６番18号
破産者　薦田　康代
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９４５号
大阪府豊中市服部西町３丁目４番11―202号
破産者　大無田　滿
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９６８号
大阪府豊中市庄内幸町３丁目23番11号
破産者　内田　　進
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９７９号
大阪府守口市藤田町５丁目７番８号、前住所大阪府守口市藤田町１丁目23番９号
破産者　重松　栄一
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３００２号
大阪市平野区加美鞍作３丁目12番２号
破産者　田中　貴子
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０７７号
大阪府吹田市円山町32番16号
破産者　松本　浩二
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１０２号
大阪市大正区鶴町４丁目11番２―403号
破産者　谷宮　　擴
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１０３号
大阪府東大阪市南荘町８番29―402号
破産者　原　　隆志
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部